

農林水産関係設計材料単価決定要領 新旧対照表

改定後	改定前
<p style="text-align: center;"><b>農林水産</b>関係設計材料単価決定要領</p> <p>(設計材料単価の構成)</p> <p>第2条 設計材料単価は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>一 <b>愛知県農林水産関係設計単価</b> (以下、「設計単価」という。)</p> <p>(物価資料単価)</p> <p>第6条 物価資料単価は、物価資料に掲載されている価格の平均値 (平均値の有効桁は<b>3桁 (4桁以下切捨)</b>とする。<b>ただし、有効数字3桁未満の場合はその有効数字桁とする。</b>) を採用する。なお、一方の資料にしか掲載されていない場合は、その掲載価格をもって決定する。ただし、公表価格として掲載されている価格は、メーカー等の希望販売価格であり、実勢取引価格と異なるため採用しないものとする。</p> <p>(個別見積単価)</p> <p>第8条 個別見積単価は、メーカー・商社・問屋並びに特約店等から見積りを徴収したものにより決定するものとする。見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の設計条件となる仕様を指示し、見積り依頼を行う。</p> <p>見積りは原則として<b>一般資材は3社以上、施設機械材料は5社以上</b>から実勢取引価格を徴収するものとし、見積単価の決定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 施設機械工事における資材見積単価の決定方法</p> <p><b>ア 最多頻度単価 (過半数以上が同一単価) が特定できる場合は、これを採用単価とする。</b></p> <p><b>ただし、最多頻度が特定できない場合は、異常値を排除した平均値とし</b> (異常値とは見積りの平均価格に対し30%以上の差異があるものをいう。以下同様。)、採用単価の有効桁は第6条と同様とする。</p> <p>(3) 建築工事における資材見積単価の決定方法</p> <p><b>土木工事に準じる。</b></p> <p>第10条 本要領の運用については、局長が別に定めるところによる。</p> <p>(附則)</p> <p>この要領は、平成31年4月1日から実施する。</p> <p>(附則)</p> <p>この要領は、令和5年7月1日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">農地林務水産関係設計材料単価決定要領</p> <p>(設計材料単価の構成)</p> <p>第2条 設計材料単価は、次の各号に掲げるものをもって構成するものとする。</p> <p>一 愛知県農林水産部 (農地林務関係) 設計単価 (以下、「設計単価」という。)</p> <p>(物価資料単価)</p> <p>第6条 物価資料単価は、物価資料に掲載されている価格の平均値 (平均値の有効桁は価格の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とし、有効桁以降は切り捨てるものとする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。) を採用するものとする。なお、一方の資料にしか掲載されていない場合は、その掲載価格をもって決定するものとする。ただし、公表価格として掲載されている価格は、メーカー等の希望販売価格であり、実勢取引価格と異なるため採用しないものとする。</p> <p>(個別見積単価)</p> <p>第8条 個別見積単価は、メーカー・商社・問屋並びに特約店等から見積りを徴収したものにより決定するものとする。見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の設計条件となる仕様を指示し、見積り依頼を行う。</p> <p>見積りは原則として5社以上から実勢取引価格を徴収するものとし、見積単価の決定方法は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 施設機械工事における資材見積単価の決定方法</p> <p><b>ア 見積価格の最低額とする。</b></p> <p><b>ただし、最低額が異常値の場合は、見積業者に対して見積条件で示した見積仕様 (設計材料の形状寸法、品質、規格、強度、納入場所等) 及び図面に適合しているか確認を行ったうえで採用するものとする。</b></p> <p>(3) 建築工事における資材見積単価の決定方法</p> <p>見積価格の最低額とする。</p> <p>第10条 本要領の運用については、局長が別に定めるところによる。</p> <p>(附則)</p> <p>この要領は、平成31年4月1日から実施する。</p>